

平成 31 年 4 月

各 位

長野信用金庫

当金庫の中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

中小企業金融円滑化法期限到来後も、当金庫の金融円滑化に向けた取組み方針に変わりはございません。

引き続き、お客さまの経営課題やその解決策等のご相談に真摯に対応してまいります。

- 当金庫では、「健全経営に徹し、豊かな地域社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、景気の好・不況にかかわらず、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、経営改善支援への取組みなど地域密着型金融を推進し、一貫して地域金融の円滑化に取り組んでまいりました。
- 中小企業金融円滑化法（以下、「円滑化法」という）は、平成 25 年 3 月末をもって期限を迎えましたが、円滑化法期限到来後も、当金庫の金融円滑化に向けた取組み方針は何ら変わるものではございません。
- 中小企業のお客さまが抱える経営課題は様々であり、それぞれのお客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて、引き続き実行支援してまいります。
- また、住宅ローンをご利用のお客さまに対しましても、円滑化法の期限到来にかかわらず、これまでと同様にお客さまの事情にあわせて適切な対応をさせていただきます。

以上